

令和3年2月15日 2月号

愛媛労働

愛媛県経済労働部産業雇用局労政雇用課



2

えひめ仕事と家庭の両立応援企業 1月の認証企業のご紹介
6社を更新認証しました！



認証マーク

愛媛県では、仕事と育児や介護などの家庭生活が両立できる職場環境づくりに取り組む中小企業を「えひめ仕事と家庭の両立応援企業」に認証しています。

1月は、両立応援企業更新6社を認証しました。

人材の確保・定着を図るため、働きやすい職場環境づくりに取り組んでみませんか？

【制度のお問い合わせ】

愛媛県経済労働部産業雇用局労政雇用課
TEL 089-912-2502

＜えひめ仕事と家庭の両立応援企業＞

【更新】6社

認証番号	企業名	所在地
128	有限会社神野組	今治市
133	株式会社白石工務店	新居浜市
203	西川建設株式会社	四国中央市
516	越智昇鉄工株式会社	今治市
142	光映電工株式会社	八幡浜市
448	株式会社三瀬商店	八幡浜市

【認証メリット】

- ・ 認証マークを活用したイメージアップ
- ・ 求人票や会社説明会でのPR
- ・ 働き方改革に向けた社内の機運醸成

詳しくは、

えひめ仕事と家庭の両立応援企業

検索

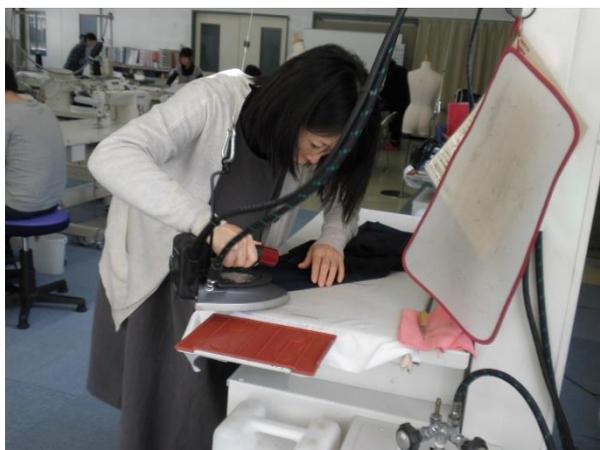
働き方改革のワンストップ支援拠点「働ナビえひめ」では、認証取得のサポートをはじめ、様々な働き方改革の取組みを支援しています。

【お問い合わせ先】

働ナビえひめ（愛媛県働き方改革包括支援プラザ） TEL 089-915-3260

令和3年度 県立宇和島産業技術専門校入校生の募集について

(短期課程：後期試験)



県立産業技術専門校では、就職のために必要となる専門的な知識や技能を習得する職業訓練を行っています。進路、就職にお悩みの方に、ぜひ御応募いただきますよう御案内をお願いします。

■科目一覧（短期課程）

産業技術専門校	訓練科目	定員(人)	期間
宇和島産業技術専門校 〒798-0027 宇和島市柿原甲1712 TEL (0895) 22-3410	住まいづくり木工科	15	10か月
	アパレルビジネス科	10	10か月

※ 後期試験で定員を満たさなかった場合、追加募集を行うことがあります。

■選考方法と日程

筆記試験、適性検査、面接試験により選考します。

願書提出期間	入校選考日	合格発表日	開講日
3月15日(月) ～4月16日(金)必着	4月23日(金)	4月30日(金)	5月12日(水)

■訓練を受講するに当たって必要となる経費

入校選考料・入校料・授業料：無料

※ 作業着・教科書・工具等については、自己負担が必要です。

※ 詳細については、宇和島産業技術専門校にお気軽にお問合せください。
また、入校ガイド・入校願書の様式を県ホームページに掲載しているほか、宇和島産業技術専門校又はハローワークで配布しています。



離職者等緊急生活資金のご紹介

離職されて求職活動を行っている方、または休業中の勤労者の生活安定に資することを目的とした融資制度です。

《お申込み可能な方》

離職後、求職活動を行っている方、または、休業中の方で、かつ、以下の全てに該当する勤労者が対象です。

- 原則として、愛媛県内に住所を有し、かつ、その期間が引き続き1年以上であること。
- 原則として、20歳以上65歳以下であること。

(離職者の方)

- ・ 離職前において、原則として引き続き1年以上同一事業所に勤務していたこと。
- ・ 離職前において、主としてその収入によって、世帯の生計を維持していたこと。
- ・ 離職の原因が、懲役以上の法定刑に当たる行為でないこと。

(休業者の方)

- ・ 原則として引き続き1年以上同一事業所に勤務していること。
- ・ 主としてその収入によって、世帯の生計を維持していたこと。

離職者緊急生活資金

資金用途は、離職によって、本人又は離職者が扶養する者の生活に必要な資金。

- 金利/年0.3% (別途、保証料がかかりますが、愛媛県が保証料全額を負担。)
- 返済期間/5年以内 (6ヶ月以内の元金返済据置可能)
- 限度額/100万円 (離職者一人につき)
- 保証/保証機関の保証及び連帯保証人1名が必要です。
- 必要書類/住民票、市町村県民税(所得・課税)証明書等主として申込人の収入によって世帯の生計を維持していたことを証する書類、その他審査に必要な書類

休業中の緊急生活資金

資金用途は、本人又は休業者が扶養する者の生活に必要な資金。

- 金利/年0.3% (別途、保証料がかかりますが、愛媛県が保証料全額を負担。)
- 返済期間/5年以内 (6ヶ月以内の元金返済据置可能)
- 限度額/100万円 (休業者一人につき)
- 保証/保証機関
- 必要書類/住民票、市町村県民税(所得・課税)証明書等主として申込人の収入によって世帯の生計を維持していたことを証する書類、その他審査に必要な書類

目指せ！アビリンピック

New!
みてね

01 START!!

アビリンピックについて知る

当機構のホームページや大会開催担当者から説明を受けてアビリンピックについて理解しましょう。
参考 HP <http://www.jeed.go.jp/>

☆BILYMPICS
アビリンピック専用 web サイト
<https://abilympics.jp/>

02 アビリンピック競技種目を体験してみる

えひめアビリンピックの競技種目を体験することができます。職場や施設、学校等へお伺いします！
なお、競技説明のみで体験できない競技種目もありますのでご了承ください。
まずは、担当までお気軽にお問い合わせください。

【担当】
高齡・障害者業務課 松本、小笠原
TEL 089-905-6780

05

参加決定通知 6月

定員を超えるお申し込みがある場合は、人数の調整をさせていただきます。

04

参加申し込み 3月 4月 5月

募集要項をよく読み、参加申込書に必要事項を記入して申し込みます。
参加選手募集期間は、3月下旬から5月下旬の予定です。詳細は、愛媛支部 HP に掲載します。

06

事前練習用課題配付 6月

参加競技の事前練習用課題をお送りします。
愛媛支部 HP にも掲載する予定です。

07

練習！練習！

大会本番に向けてしっかり練習します。

03 参加希望競技種目を決定

当機構 HP や愛媛支部 HP に過去の競技課題が掲載されていますので参考にしてください。えひめアビリンピックで実施しない競技種目を希望する場合は⑩へ

08 第19回えひめアビリンピック 7月

日時：令和3年7月10日(土)
9:00~15:00
場所：ポリテクセンター愛媛(松山市西垣生町2184)
各競技種目の成績優秀者には、金賞・銀賞・銅賞を授与します。

10

全国アビリンピック参加選手推薦書提出 7月

第41回全国障害者技能競技大会技能競技参加選手推薦書等に必要事項を記入し提出します。推薦募集は、愛媛県 HP および愛媛支部 HP に掲載予定です。
えひめアビリンピックで実施しない競技種目の推薦書提出期間は、4月から6月の予定です。

えひめアビリンピックで実施しない競技種目への参加を希望する場合は⑩から⑩へジャンプしてね。

11

全国アビリンピック参加決定 7月

全国アビリンピック参加のための事務手続きを行います。参加選手と主催者に認められた場合は、介助者1名分の旅費が支給されます。

14

練習！練習！

大会本番に向けてしっかり練習できるようサポートします。

09

金賞受賞者は全国アビリンピック参加推薦

全国アビリンピック参加選手として愛媛県知事より推薦されます。

12

事前練習用課題配付 9月

参加競技の事前練習用課題をお送りします。
全国アビリンピック HP にも掲載される予定です。

13

壮行会 10月

技能五輪参加選手と共に第59回技能五輪全国大会・第41回全国障害者技能競技大会(全国アビリンピック)愛媛県選手団壮行会が行われます。
10月中旬から下旬に開催予定です。

15

第41回全国アビリンピック 12月

日時：令和3年12月17日(金)~20日(月)
場所：東京国際展示場(東京ビッグサイト)(東京都江東区有明)
各競技種目の成績優秀者には、金賞・銀賞・銅賞・努力賞が授与されます。

GOAL!!

17

第11回国際アビリンピック

概ね4年に1度開催されています。
開催国及び日程については未決定です。
第36回~第40回全国アビリンピック出場選手が対象となる第10回国際アビリンピックはモスクワで開催予定です。

16

金賞受賞者は国際アビリンピック派遣候補選手に！

国際アビリンピックは、概ね4年に1回の開催です。直近3年間の全国アビリンピック金賞受賞者が派遣候補選手選考対象となります。派遣候補選手選考については別途公表されます。



愛媛支部 HP
←こちらから

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、日程等を変更・中止する場合があります。

令和2年度「自殺対策強化月間」のお知らせ

いつもと様子が違う
そんなとき
ちょっと気にかけてみる
声をかけてみる

助けて
苦しい
悲しい

その声だけが、
ゲートキーパーへの
第一歩。

ゲートキーパーとは
悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、
必要な支援につなげ、見守る人のこと。

相談窓口や自殺対策の取り組みなどの情報を掲載しているサイトです。 まもろうよところ 検索

<p>このころの 健康相談統一 ダイヤル</p> <p>おこなおう まもろうよ ところ</p> <p>0570-064-556 (無料)</p> <p>電話をかけた所在地の都道府県・政令指定都市が実施している「このころの健康相談電話」等の 公的な相談機関につながります。相談対応曜日・時間は都道府県によって異なります。</p>	<p>AT&T PUBLISHING SNS相談案内</p> <p>LINE、チャットで 相談ができます。</p> <p>まもろうよところ SNS 検索</p>
<p>フリーダイヤル つなぐ ささえる</p> <p>0120-279-338 (無料)</p> <p>一般的な生活上の悩みをはじめ、生活困窮者等に対する総合的な電話窓口です。</p> <p>FAXで相談される方 03-3868-3811</p> <p>若手県・管轄県・福島県内からおかけの方 0120-279-226 (無料)</p> <p>IP電話及LINE OUTからおかけの方 050-3655-0279 (無料)</p>	<p>サポート 24時間対応</p> <p>よりよい ホットライン</p> <p>LINE、メール、SNSなど 様々な方法で相談窓口を 紹介しています。</p> <p>支援情報検索サイト 検索</p>

令和2年度「自殺対策強化月間」が令和3年3月の1か月間、展開されます。

自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第7条第2項において本月間は位置づけられており、本期間中は、厚生労働省が各関係機関及び関係団体と連携協力を図りながら、相談事業など、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとされています。

昨年7月以降、前年同月比で自殺者が増加し更なる自殺対策への取り組みや周知が求められておりますことから、引き続き、本取り組みについての格別の御理解をお願いいたします。

3月は、自殺対策強化月間です。 いのち支える 厚生労働省

労働委員会の窓 (1月分)

1 会議関係

- 1月22日 第1188回愛媛県労働委員会総会
「平成31年(不)第1号・令和元年(不)第3号事件の第14回・第10回調査結果概要について」
など9件

2 集団的労使紛争関係

○ 審査事件

事件番号	業種	申立年月日	労働組合法 7条該当号	申立内容	終結状況
31年(不) 第1号	教育, 学習 支援事業	H31. 2. 19	1, 2	不利益取扱い是正 誠実団交実施 謝罪文の掲示	係属中
元年(不) 第2号	製造業, 卸売業, 小 売業	R元. 5. 22 [追加申立 R元. 8. 29]	1, 2, 3	不利益取扱い是正 団体交渉応諾 支配介入禁止等	係属中
元年(不) 第3号	教育, 学習 支援事業	R元. 9. 30	1, 2, 3	不利益取扱い是正 誠実団交実施 支配介入禁止等	係属中
2年(不) 第1号	卸売業	R 2. 5. 20	1, 2	不利益取扱い是正 誠実団交実施 謝罪文の掲示	係属中

3 個別的労使紛争関係

○ あっせん事件

事件番号	業種	あっせん事項	申出年月日 申出者	あっせん 回数	終結状況
2年個別 第3号・第4号	保険業	解雇に対する補償とし て、解決までの賃金及び 慰謝料請求	R 2. 12. 10 労働者	—	不開始

○ 労働相談

	相談者数	相談件数
1月	26	47
累計(4月~)	182	288

※相談者数と相談件数は、相談事項が複数にわたることがあるため一致しない。

雇用のトラブルまず相談

職場のトラブルでお困りの方、
労働委員会に相談してみませんか？

労働者側からの相談

- ・ 解雇に納得できない。
- ・ パワハラを受けている。 など
- ・ 賃金が説明もなく、引き下げられた。

使用者側からの相談

- ・ 退職金の折り合いがつかない。
- ・ 従業員が配置転換に応じない。 など

労働委員会は、労働相談&あっせん等
を行う公正・中立の県の行政機関です。

相談・あっせんは無料・秘密厳守でお
受けします。

愛媛県労働委員会

089-912-2996(直通)

790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
メールアドレス roudoui@pref.ehime.lg.jp
ホームページ <https://www.pref.ehime.jp/tiroui/>



「業務改善助成金」のご案内

～ニーズに応えた低額のコースを新設～ (愛媛県版)

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）
などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

賃金引上げ



設備投資等



設備投資等に要した
費用の一部を助成

詳しくはHPをご覧ください！



業務改善助成金

検索

概要

※令和3年2月1日より申請受付開始

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
20円コース	20円以上	1人	20万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金（愛媛県793円）の差額が30円以内（愛媛県の場合823円以下） ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】 4 / 5 生産性要件を満たした場合は 9 / 10 (※1)
		2～3人	30万円		
		4～6人	50万円		
		7人以上	70万円		
30円コース	30円以上	1人	30万円		
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7人以上	100万円		

上記のコースは令和2年度第3次補正予算案に基づく措置であり、事業完了の期限は令和4年3月31日です。
令和2年度の25円・60円・90円の3コースは令和3年1月29日で受付を終了しました。

(※1) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。
助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

申請・お問い合わせ先

◆ 愛媛労働局雇用環境・均等室

〒790-8538 愛媛県松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎6階 TEL 089-935-5222

助成金の活用については、「[愛媛働き方改革推進支援センター](#)」に、お気軽にお問い合わせください。

〒790-0067 愛媛県松山市大手町2丁目5-7 別館1階 フリーダイヤル 0120-005-262



厚生労働省・愛媛労働局

(R3.1.5)

▶▶母性健康管理措置とは

○男女雇用機会均等法により、妊娠中・出産後1年以内の女性労働者が保健指導・健康診査の際に主治医や助産師から指導を受け、事業主に申し出た場合、その指導事項を守ることができるようにするために必要な措置を講じることが事業主に義務付けられています。

▶▶新型コロナウイルス感染症に関する措置について

○妊娠中の女性労働者が、保健指導・健康診査を受けた結果、その作業等における新型コロナウイルス感染症への感染の恐れに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、主治医や助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合、事業主は、この指導に基づいて必要な措置を講じなければなりません。

○本措置の対象期間は、令和2年5月7日～令和4年1月31日（※）です。

（※）新型インフルエンザ等対策特別措置法において新型コロナウイルス感染症を適用対象とする暫定措置の期限を踏まえて設定



指導の例：感染の恐れが低い作業への転換又は出勤の制限（在宅勤務・休業）



▶▶育児休業給付金の算定について

○医師等の指導に基づき、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が、有給の休暇（年次有給休暇を除き、年次有給休暇について支払われる賃金相当額を下回るものに限る。）を取得している場合、育児休業給付金算定の特例措置として、当該有給の休暇は賃金支払の算定基礎に含めないこととしました。

▶▶新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金について

○新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度（年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の6割以上が支払われるものに限る）を整備し、当該制度を周知し、対象労働者に5日以上取得させた事業主に対し、助成金が支給されます。

事業主の皆さまには、この助成金も活用しつつ、妊娠中の女性労働者が休みやすい環境づくりに努め、積極的な配慮をお願いします。

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置及び助成金制度の
問い合わせ先



愛媛労働局雇用環境・均等室 TEL 089-935-5222

助成金制度の詳細は
こちら



目 次

ご 案 内

○えひめ仕事と家庭の両立応援企業 1月の認証企業のご紹介-----	1
○令和3年度 県立宇和島産業技術専門学校入校生の募集について-----	2
○離職者等緊急生活資金のご紹介-----	3
○アビリンピック（障害者技能競技大会）について-----	4
○令和2年度「自殺対策強化月間」のお知らせ-----	5

お 知 ら せ

〔愛媛県労働委員会から〕	
○労働委員会の窓（1月分）-----	6
〔愛媛労働局から〕	
○「業務改善助成金」の御案内（愛媛県版）-----	7
○新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置について-----	8